

1. 日 時 平成31年2月27日（水）14：00～16：35
2. 場 所 福島市市民会館 401号室
3. 出席者 委員15名、オブザーバー3名、市（事務局含む）8名、傍聴者1名
4. 次 第 別紙のとおり
5. 内容要旨

1 議 事

- ① 議事①あづま小富士第1発電所（仮称）計画
  - ② 議事②あづま小富士第1発電所（仮称）計画に対する意見について
- ※①については、事業者より②と併せて説明するとの申出があり。会長了承。

【質疑応答要旨】

- (1) 議事② あづま小富士第1発電所（仮称）計画に対する意見について（一括説明一括質疑）  
※資料1「あづま小富士第1発電所（仮称）計画に対する意見」に沿って説明。

〔事業者〕

- 「(1) パネル配置計画等について」から「(3) 事業地内の排水計画について」までについて、資料（非公開）を用いて説明。
- 事業区域内の緩やかな土地を優先してパネル敷設を計画しており、急峻な地域は極力現状維持に努める。
  - 排水・治水計画を策定する必要があると考える。具体的には、既存排水路の容量不足分・許容量超過分について、新設の排水・治水施設を計画・設計する。
  - 福島県林地開発許可申請の手引きを参照し、その指針に基づき流量変化を検討している。具体的には、現状「草地・原野」であるため流出係数0.6（畑・原野）を使用するが、パネルを設置するにあたっては0.9（密集市街地）を使って流量計算している。この係数の差（0.3）をコントロールする必要があると考えている。
  - 排水を場内で処理するため、雪解け後、計画地点にて浸透試験を行い、浸透枘・浸透池の実設計を行う。場内で処理が難しい場合は、新しく排水路を接続し排水することも想定される。
  - パネル架台の設計指針は、JIS C8955-2017（日本工業規格）を基準としている。風荷重の条件は2011年版に比べ非常に厳しくなっている。
  - 積雪荷重について、JIS C8955による計算では地上垂直雪量1.74mとなる。なお、参考として、建築基準法の規定に定める佐原地域における「垂直積雪量」は1.00mであり、より厳しい値で試算している。

「(4) 市街地等からの景観について」から「(5) 野生動物への影響についてNo.1」まで説明。

〔事務局〕

「(5) 野生動物への影響についてNo.2」を説明。

〔オブザーバー〕

「(6) 環境影響評価について」を資料2「環境影響評価制度について」に沿って説明。

- 今回の事業は、「環境影響評価対象事業一覧」のNo.12「工場又は事業場の用地の造成の事業」となり、区域面積75ha以上、電気供給業の用地の造成事業ということで対象となる。
- 現在、事業者は方法書に係る手続きを行っているところ。

〔事業者〕

「(7) 環境影響評価における評価項目について」から「(10) 同地における営農型発電との関係について」まで説明。

〔会 長〕

事業者の説明は県の見解として間違いないか。

〔オブザーバー〕

環境影響評価条例の対象事業というのが50ha以上で太陽光発電所のために土地を造成する事業が該当する。「別事業者」から聞き取っている内容として、直接的に太陽光発電を設置するとは現時点で聞いていないが、50ha以上の土地を取得しているため、今後、太陽光パネルを設置すればそのタイミングで太陽光発電事業に該当し、併せて土地の造成を行う行為があれば対象事業となる。

〔事務局〕

「(10) 同地における営農型発電との関係について」を説明。

〔会 長〕

飲料水への影響はないのか。

〔事業者〕

影響の有無については、環境影響評価において調査し、「環境影響評価準備書」に記載する。

〔会 長〕

前回協議において、継続協議としていた事業用地が中国資本に渡るとは危惧についてはどうか。

〔事業者〕

この計画は最終的には不動産投資信託となる。株主の大半が日本国内であり、その多くが地方金融機関である。

〔委 員〕

ビジネスモデルも変わってきているため、投資ファンドに投資する金融機関は増えてきている。

〔事業者〕

最終的には株主の所有となるため、事業者が勝手に扱うことはできない。

〔委 員〕

事業地に近接するわさび田は、わさびの適地に必要な条件が揃っている。こうした観点から、わさび田周辺の樹木の伐採、ソーラーパネルの設置は認めないというのが我々の立場である。計画予定地が、果たしてソーラー発電事業に適地なのか、適正規模なのか、問題が起きた際に誰が責任を負うのか、被害に対して誰が損害賠償するのかなど、慎重に判断されるべきものと考えている。特に、行政機関には市民の安全安心を最優先に考えて結論を出してもらいたいと再度要望したい。

〔委 員〕

鍛冶屋川水利組合の過去資料では、吾妻開拓パイロット事業と水害の関係が挙げられていた。当時、条件を付して開拓に同意したが、条件を実行しないまま開拓を進めたため水害が発生した。その後、地元の要望で鍛冶屋川は改修され、砂防ダムも整備された。再び当地を造成することによる影響を踏まえ、十分な検討が必要。

事業者は用地内の排水路だけを検討対象としているが、問題は用地の外で合流した時の流量である。県と国で鍛冶屋川の改修をした経過はあるが、現在は土砂が堆積し木が生い茂っているため、設計通りの断面がないことも考慮願いたい。

二つ目は、飲用水として使用している地下水の権利を主張しない旨の文書が欲しい。

例えば、事業地から浸透した水がわさび田に湧水したり、飲用水になったりする可能性がある。それに対する権利を主張しないでいただきたい。

〔事業者〕

どのような対応となるか持ち帰り検討させていただく。

〔委員〕

周囲環境の変化について、パネル設置による気温上昇が気になり。現在は周囲が森林に覆われているため気温が抑えられているが、パネルを設置することで、気温が上昇するのではないか。

〔事務局〕

今後の協議会において、事業者からは水への影響の他、パネル設置による影響（気温上昇など）や対応策を示してもらいたい。

〔会長〕

環境影響評価と再エネ法に基づく基本計画とはどのように関連するのか。

〔事務局〕

国が示した基本方針では、市町村は、基本計画に環境影響評価の対象となる設備等を記載する場合、整備による環境影響を回避し、又は低減するための検討を行い、その検討結果を基本計画に反映するとしている。

環境影響評価 評価書の公告前に基本計画の完成をすることはできないが、協議には時間が必要であり、また議論を深める必要があるため、本協議会においては、環境影響評価と並行して基本計画や事業への議事を進めたい。

〔会長〕

これまでの意見で、今後、中国資本による飲用水の独占への危惧やわさび田への影響に対する不安を低減するための議論が必要であることが明らかとなってきた。その他、検討が必要な事項はあるか。

〔委員〕

これまで事業者は、「地表を削ったり、形質変更したりはしない。」という説明をしていたが、今回示された施行例（雑草を除去している）を実施した場合、事前の説明と大きく異なるのではないか。

〔事業者〕

工事車両が出入りするため、下に草が生えたままでも施行例の様な状態になってしまう。工事期間中の土砂流出対策として、工事用の防砂ダムや簡易的な治水設備を設け、工事後、現状復旧させる。

〔委員〕

方法書（環境影響評価条例）の住民説明会の際、「事業計画に関する説明会を開催して欲しい」との意見が住民側から出たが、現状の計画をもって改めて説明会を開催する予定はあるか。また、説明会で出た意見に対する説明を改めて行わないのか。

〔事業者〕

準備書の段階で説明会を開催する予定である。

前回の住民説明会については、「説明会開催結果報告」を県に提出している。それらを踏まえ、県知事から意見がなされる。

〔委員〕

それを住民は見ることが出来るのか。

〔オブザーバー〕

意見書は公表しているためホームページ上で確認できる。

〔委員〕

丁寧な対応となれば、意見を提出する段階か調査前に説明する必要があるのではないか。

〔事業者〕

検討させてもらう。

〔委員〕

「資料1（10）同地における営農型発電との関係について」であるが、土地が入り組んでいる状態で、もし水害やそれ以外の災害が起きた場合の責任度合い、誰が責任をとるのか。地元としては災害が起きた場合、誰に対応を求めれば良いのかわからない。その点どのように捉えているのか。

〔事業者〕

県からは「別事業者」については、現在のところ太陽光発電所を作るということは聞いていないと説明をされている。また、我々は情報を知り得る立場にはない。事業に対する姿勢も異なるし、進行速度も違う。一般的に民間事業者は当該事業に限定して対処する必要はあるが、別事業の責を負うことは求められるはずもなく、したがって「別事業者」との協議を前提に事業を進めることはない。我々は本事業において皆さまから意見をいただきながらできるだけ事業に反映していく。

〔事務局〕

同一地区でそれぞれ異なる法律に基づく事業が2つ計画されていることについて、別事業ではあるが、懸念されている事項は同じであり、どのようにして解決するのは難しい問題と認識している。

営農型発電事業については、引き続き情報収集に努めていくとともに、太陽光発電事業を行うようであれば、県環境影響評価条例に対象となるため、それを踏まえ、地元からの理解を得るように説明を求めていく。

〔委員〕

専門的な立場からの意見も伺いたい。

〔副会長〕

事業地内のみでの計画検討ということに理解もでき、流出係数を用いて検討していることは評価できるが、今までより1.5倍の水が下流に流れ込む計算となっている。そこが懸念事項となっているため、事業者は検討したほうが良い。また、今回の環境影響調査で重要なのが、地下水の検討である。方法書の中でも地下水については触れられていない。わさび田も含め、当地は火山の山麓であるため、地下水が潤沢に流れている。まずは現場を視察したいと考えている。

〔委員〕

前回の協議会では、わさび栽培に対する懸念が多く出された。農山漁村再エネ法は、地元農産漁業の活性との両立というのが非常に大きな命題となっている。担い手がこれからも安心して営農継続していけるように、きちんとした調査と併せて、担い手が営農継続できるような支援について、例えば直売所の支援や農機具の支援、次世代に繋がるような支援など地域が望む支援などを検討・協議していければと考える。